

—子ども・子育て支援新制度に向けて—

## 江別市が条例で定める各基準のパブリックコメント を実施します。

市民の皆様のご意見をお聞かせください。

平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から、「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。

この新制度に向けて、国の定める基準をもとに市町村が条例を定めることとされていることから、それらの基準についてご覧いただき、市民の皆様のご意見を募集します。

### ◇子ども・子育て支援新制度の概要

別紙資料をご覧ください。

### ◇条例を定めることとされた基準

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

国が定めた基準は、別紙資料をご覧ください。

この基準をもとに条例を定めることとされています。

### ◇実施期間

平成26年6月10日（火） ～ 7月9日（水）

※17時15分まで（必着）

### ◇意見記入様式

別紙「パブリックコメント意見記入様式」または任意の用紙に、住所・氏名・意見をいただく基準名称を明記のうえ記入してください。

#### ◇提出方法

- 持参 健康福祉部子育て支援室（市役所2階16番窓口）  
8時45分～17時15分
  - 郵送 〒067-8674  
江別市高砂町6番地江別市健康福祉部子育て支援室
  - ファクス 011-381-1070
  - 電子メール daihyo.kosodateshien@city.ebetsu.lg.jp
- ※ いずれの提出方法も期限必着といたします。  
※ 電話での受付はいたしませんので、ご了承ください。

#### ◇公表方針

お寄せいただいた意見は、個人を特定できる箇所を除き公開する予定です。  
なお、意見提出者個別への通知はいたしません。

#### ◇問い合わせ先

江別市健康福祉部子育て支援室 子育て支援政策担当、子ども家庭課  
TEL011-381-1408